

吸収分割に関する事後開示事項

(会社法 791 条 1 項第 1 号及び会社法施行規則 189 条
並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面)

2024 年 7 月 24 日

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 5 番 6 号
KOZO ホールディングス株式会社
代表取締役社長 森下 将典

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 5 番 6 号
株式会社小僧寿し
代表取締役社長 森下 将典

KOZO ホールディングス株式会社（2024 年 7 月 1 日付で、株式会社小僧寿しより商号変更。以下「吸収分割会社」といいます。）及び吸収分割会社の完全子会社である株式会社小僧寿し（2024 年 7 月 1 日付で、株式会社小僧寿し準備会社より商号変更。以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2024 年 3 月 1 日付にて締結した吸収分割契約書（以下「本件契約」といいます。）に基づき、2024 年 7 月 1 日を吸収分割の効力発生日として、吸収分割会社が営む一切の事業（以下「本件分割対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を、吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を実施いたしました。

本件分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号および会社法施行規則第 189 条ならびに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
2024 年 7 月 1 日
2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第 784 条の 2）

会社法 784 条の 2 の規定に基づき、吸収分割会社に対して本件分割をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 785 条）

吸収分割会社は、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 6 月 4 日付で、吸収分割会社の株主に対して、本件分割を行う旨、承継会社の商号及び住所並びに買取口座を電子公告にて公告を行ったところ、買取期間内に買取請求をした株主はおりませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）

吸収分割会社においては、会社法第 787 条第 2 項及び第 3 項の規定に該当する新株予約権者は存在しないため、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

吸収分割会社は、吸収分割承継会社との間で本件分割において重疊的債務引受を行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 反対株主の差止請求について（会社法第 796 条の 2）

吸収分割承継会社は吸収分割会社の完全子会社であるため、会社法第 796 条の 2 の規定に定める請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

吸収分割承継会社は吸収分割会社の完全子会社であるため、会社法第 797 条の規定に定める請求はありませんでした。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に従い、2024 年 5 月 24 日付の官報において公告するとともに、同日付の日刊新聞紙による公告により、債権者に対し本件分割に対する異議申述の催告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件分割に基づき、吸収分割会社の本件分割対象事業に関する権利義務を承継しました。なお、吸収分割承継会社が、吸収分割会社から承継した資産および負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：373,715,096 円

承継負債の額：305,811,482 円

5. 会社法第 921 条の変更の登記（吸収分割による変更の登記）をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2024 年 7 月 1 日

6. 前各項に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上